

新	旧
最終改正 令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>7</u> 国住整第 <u>203</u> 号	最終改正 令和 <u>5</u> 年 <u>11</u> 月 <u>29</u> 日国住整第 <u>89</u> 号
第 1 章 総則 (略)	第 1 章 総則 (略)
第 2 章 改良住宅ストック総合改善事業	第 2 章 改良住宅ストック総合改善事業
第 5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件	第 5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件
1 改良住宅ストック総合改善事業(災害復旧事業を除く。)の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。	1 改良住宅ストック総合改善事業(災害復旧事業を除く。)の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後 20 年を経過したもの(子育て世帯支援型を行うもののうち子どもの安全確保に係る改善(床の衝撃音対策に係る改善については、その他の子どもの安全確保に係る改善と併せて実施する場合に限る。))については建築後 10 年を経過したもの)を対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。	二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後 20 年を経過したもの(子育て世帯支援型を行うもののうち子どもの安全確保に係る改善(床の衝撃音対策に係る改善については、その他の子どもの安全確保に係る改善と併せて実施する場合に限る。))については建築後 10 年を経過したもの)を対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。
イ 長寿命化型を行うもの	イ 長寿命化型を行うもの
ロ 福祉対応型を行うもののうち障害者の改良住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善	ロ 福祉対応型を行うもののうち障害者の改良住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善
ハ 福祉対応型を行うもののうち高齢者等の改良住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善(既設の改良住宅等を公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令第 1 条に規定する事業に活用するための改善に限る。)	ハ 福祉対応型を行うもののうち高齢者等の改良住宅等における居住の円滑化のための設備等の改善(既設の改良住宅等を公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令第 1 条に規定する事業に活用するための改善に限る。)
ニ 住戸改善及び共用部分改善のうち省エネルギー対策又は再生可能エネルギーに係る改善を行うもの	ニ 住戸改善及び共用部分改善のうち省エネルギー対策又は再生可能エネルギーに係る改善を行うもの
ホ 住宅用防災機器、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等	ホ 住宅用防災機器、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等
ヘ 宅配ボックスの設置	ヘ 宅配ボックスの設置
ト 防災・減災対策に係る改善	ト 防災・減災対策に係る改善
チ 交流スペースの設置	チ 交流スペースの設置
<u>リ LED 照明器具への改修</u>	<u>(新設)</u>
三 (略)	三 (略)

四 改良住宅ストック総合改善事業実施後の改良住宅等が、耐力、耐火性能、耐用年数等を勘案して、概ね 10 年間、使用が可能なものであること（住戸改善及び共用部分改善にあつては、原則として準耐火構造等又は耐火構造等の住宅に限る。）ただし、住宅用防災機器<u>若しくは</u>地上波デジタル放送対応設備の設置又は <u>LED 照明器具への改修</u>についてはこの限りではない。 五 （略） 2 ～ 3 （略） 第 3 章、第 4 章 （略） （附 則） （略） <u>附 則（令和 8 年 4 月 7 日要綱第 203 号）</u> <u>改正後の要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。</u>	四 改良住宅ストック総合改善事業実施後の改良住宅等が、耐力、耐火性能、耐用年数等を勘案して、概ね 10 年間、使用が可能なものであること（住戸改善及び共用部分改善にあつては、原則として準耐火構造等 <u>又は</u>耐火構造等の住宅に限る。）ただし、住宅用防災機器又は地上波デジタル放送対応設備の設置についてはこの限りではない。 五 （略） 2 ～ 3 （略） 第 3 章、第 4 章 （略） （附 則） （略） <u>（新設）</u>
---	---